

HIROSHIMA

SHOGIN 2022 DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

つながるココロ、つなげるミライ。



当組合の概要(令和4年3月末現在)

本店所在地	広島市中区西平塚町4番12号
創業	昭和36年11月1日
出資金	6,568百万円
組合員数	30,999人
店舗数	11店舗
常勤役職員数	153人
営業地区	広島・山口・島根・鳥取 高知・愛媛・香川・徳島



目次

当組合の概要	1	財務諸表(貸借対照表)	20
ごあいさつ	2	財務諸表(損益計算書・剰余金処分計算書)	21
経営理念・ビジョン	3	貸借対照表・損益計算書の注記事項	22
当組合のあゆみ	4	主な経営指標等について	24
業績ハイライト	5	営業の状況(預金、融資、有価、為替、各業務)	25
中期経営計画	6	金融再生法開示及び同債権に対する保全額	27
地域活性化への取組状況	7	自己資本の充実の状況等について	28
コンプライアンス(法令等遵守)体制について	11	主要な事業の内容(預金業務・融資業務・その他)	33
顧客保護等管理方針	12	手数料一覧	37
金融商品に係る勧誘方針	12	地区一覧・店舗一覧・ATM設置状況	38
反社会的勢力に対する基本方針	12		
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について	13		
苦情処理措置および紛争解決措置について	14		
リスク管理体制について	15		
総代会の仕組みについて	16		
役員等の報酬体系	18		
組織図・役員一覧等・組合員数・職員数	19		



ごあいさつ

皆様方には、日頃より信用組合広島商銀に格別のご愛顧お引き立てを賜り心から厚く御礼申し上げます。

令和3年度第61期の事業業績や活動などを取りまとめました「2022ディスクロージャー誌」を作成しましたので、ご高配いただき、当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和3年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大により、断続的に発出されていた緊急事態宣言等の解除後、幾分持直しの動きもみられましたが、変異株の世界的な感染拡大や長引く半導体などの供給制約等が景気回復の足かせとなりました。

一方で、コロナ禍のもとでのテレワークの導入、キャッシュレス決済の普及など、非対面手段の拡大はポストコロナを見据えた社会・ビジネスモデル等に大きな変化を与えております。また、人口減少や少子高齢化の流れは、個人消費の低迷、中小企業の人手不足や経営者の高齢化等の構造的な問題を深刻化させているほか、ロシアによるウクライナ侵攻はさらなる資源高や金融・物流面で混乱をもたらしており、これまで以上に企業収益の圧迫や消費の悪化が懸念されました。

このような状況下、当組合では、『第6次中期経営計画』の最終年度として、コロナ禍で大きな影響を受けた中小事業者等への支援をはじめとする諸施策を推進してまいりました。

業容面では、令和4年2月に山口県内2店舗(宇部支店・岩国支店)統廃合の影響はあるものの、預金・貸出金ともに期末残高計画を達成し、金融機関の基本業務による収益力を示すコア業務純益は9億70百万円(対前期比39百万円減)、そして健全性・安全性を表す重要指標である自己資本比率は8.01% (プラス0.08ポイント)となりました。

当組合は、地域金融機関として、コロナ禍で影響を受けている中小事業者等に対し、引き続き適切な金融支援に取り組んでいくとともに、ポストコロナにおける中小企業等のビジネスモデル再構築に向けた各種支援等や、地域社会が抱える多様な課題の解決を図っていくことが求められております。

また、デジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供や業務効率性の向上に注力していく必要があるほか、リスク管理やマネー・ローンダリング対策の一層の強化などを通じた経営管理態勢の充実・強化に取り組んでいくことも重要となっています。

このため、『第7次中期経営計画(2022年4月～2025年3月)』を策定し、組合の持続的成長に向けた基本戦略に「営業戦略」「組織戦略」「人材戦略」を掲げ、より一層お客さまに視点を合わせた取り組みを進めてまいります。

今後とも、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長

井 上 一 戒

経営理念・ビジョン

【信用組合とは】

「相互扶助」を理念とし、中小企業・小規模事業者等や地域の生活者がお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関です。協同組合である当組合は、組合員の利益を第一に考え、組合員の発展に貢献するとともに、金融事業の他、社会貢献事業においても積極的に取り組んでいます。



経営理念 Mission

私たちは、設立理念である「相互扶助の精神」に基づいた良質なサービスをお届けし、お客さま一人ひとりの夢の実現と地域の発展に貢献します。



「社章の由来」

外枠に幸運のしるしとされる四葉のクローバーを象り、組合・組合員・役職員、そして地域社会の四者の強い連携を企図しています。また、中に水の都の特色である川をあしらって、広島商銀の地域性を表しています。

経営ビジョン Vision

私たちは、地域社会に必要とされるオンリーワンの金融機関を目指します。

- ・お客さまにより近い目線で、お客さまに寄り添って、お客さまを理解することができる信用組合へ
- ・お客さまのニーズに合ったタイムリーなサービスの提供ができる信用組合へ
- ・自己資本が充実し、健全性の高い信用組合へ
- ・職員満足度が高く、生き生きと働ける職場環境となっている信用組合へ

行動指針 Values

信 頼

・私たちは、常に聴く、寄り添う、理解する心で、お客さまの信頼に応えます。

挑 戦

・私たちは、常に自らの役割を自覚し、強い意志で挑戦し続けます。

共 創

・私たちは、常にお客さま目線で考動し、共通価値の創造に努めます。

当組合のあゆみ

昭 和	
36年11月	信用組合広島商銀 設立(広島市金屋町に本店事務所を開設)
37年11月	本店事務所を広島市銀山町へ移転
38年 6月	福山支店を開設
39年 9月	呉支店を開設
41年 1月	西支店を開設
43年 5月	海田支店を開設
47年 5月	古市支店を開設
48年12月	本店事務所を広島市中区西平塚町へ移転
54年 3月	メイプルひろしま オンライン稼働
55年 5月	西支店を広島市西区都町へ移転、土橋出張所を開設
59年 5月	東支店を開設
8月	全国銀行内国為替制度へ加盟
62年 8月	全国信用組合間現金自動支払機の相互利用開始
平 成	
2年 7月	都銀・地銀とのCD提携による取扱開始
3年 2月	地域代金回収システム(HIT-LINE)の取扱開始
2月	第二地銀・信金・農協・労金とのCD提携による取扱開始
5月	第三次オンラインシステム稼働開始
8年 6月	五日市支店を開設
11年 2月	山口商銀・島根商銀の事業を譲受、営業区域拡大(広島・山口・島根及び鳥取の4県)
12年 4月	郵貯とのCD提携による取扱開始
11月	土橋出張所を西支店へ統合
13年11月	高知商銀の事業を譲受、営業区域拡大(四国4県を追加)
10月	福山支店を福山市霞町へ移転
16年 5月	セブン銀行とのATM提携による取扱開始
19年 8月	下関支店を下関市秋根西町(旧新下関支店)へ移転
21年 8月	松江支店を古市支店へ統合
23年11月	創立50周年
24年 5月	海田支店を新築移転
28年 2月	萩支店を山口支店へ統合
29年 2月	東支店を海田支店へ統合
令 和	
元年 5月	全国信組共同センターへオンラインシステム移行
2年10月	インターネットバンキング取扱開始
3年11月	創立60周年
4年 2月	宇部支店を山口支店へ統合、岩国支店を徳山支店と五日市支店へ統合

業績ハイライト

【預金・貸出金等の状況】

預金は、山口県内2店舗(宇部支店・岩国支店)統廃合の影響はありましたが、個人組合員さま向け商品「プレミアム・メンバーズ定期預金」が好調に推移したことから個人預金残高は1,399億円(前期末対比7億円減)、期末預金残高は期初計画を上回る1,583億円(前期末対比2億円減)となりました。なお、「借入金」である当座借越349億円(前期末対比10億円減)は、日銀貸出増加支援制度の活用に伴う資金借入(年利0%)であります。

貸出金は、コロナ禍で大きな影響を受けた中小事業者等への金融支援をはじめ、引き続き資金需要の高い「不動産事業」「旅館業」などへの融資を推進した結果、期末貸出金残高は1,177億円(前期末対比23億円増)となりました。

余資運用勘定である「預け金」は店舗統廃合の影響等により755億円(前期末対比22億円減)、「有価証券」は金利上昇リスクを抑制することから新規購入を控え期末残高は95億円(前期末対比7億円減)となりました。

〈預金・貸出金の推移〉

(単位:百万円)



【損益の状況】

損益状況は、9月まで断続的に発出されていた緊急事態宣言等による営業活動の抑制や、他行競合を要因とする貸出金利回りの低下により、貸出金利息収入は2,802百万円(前期対比54百万円減)、余資運用利息収入も日銀の低金利政策の継続などにより資金利益は2,514百万円(前期対比35百万円減)となりました。

経常費用は、資金調達費用は概ね前年度と同水準で推移しましたが、経費については、「人件費」は前年度に実施した職員の賃金待遇の見直し等で、1,092百万円(前期対比15百万円増)となり、物件費は消費税の税抜き方式への変更や店舗統廃合関連費用の増加がりましたが前年度並みの499百万円(前期対比10百万円減)となりました。

また、貸出資産の健全性を高めるため貸出金償却384百万円を処理したほか、将来損失への備えとして個別貸倒引当金353百万円を積増し、一般貸倒引当金は貸倒実績率の低下に伴い137百万円の取崩等を行った結果、経常利益は332百万円(前期対比32百万円減)、当期純利益は186百万円(前期対比27百万円減)となりました。

〈資金利益の推移〉

(単位:百万円)



【出資金の状況】

出資金は、前年度に引き続き「出資金増強キャンペーン」を実施いたしました。

その結果、事業の廃業や相続などによる脱退はあったものの、新規加入・増口などにより、出資金残高は前期に比べ245百万円増の6,568百万円となりました。

なお、組合員数は、個人28,670人、法人2,329人、計30,999人となりました。

〈出資金の推移〉

(単位:百万円)



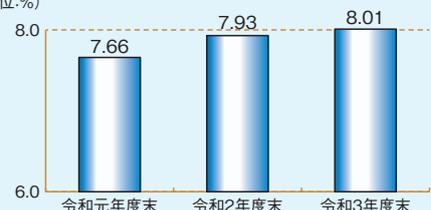
【自己資本比率の状況】

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を表す重要な指標で、分子である自己資本の額は、「出資金増強キャンペーン」の推進などにより102億円(前期末対比1億円増)となり、分母であるリスク・アセット等の額は貸出金の伸長はあるものの運用構成の変化により1,281億円(前期末対比9億円増)となったことから前期比0.08ポイントアップの8.01%となりました。

なお、国内基準である4%を上回っております。

〈自己資本比率の推移〉

(単位:%)



中期経営計画

第7次中期経営計画

当組合の第7次中期経営計画では、取り巻く経営環境などを踏まえ、最重要経営課題を「健全性の維持・向上」「収益力の強化」「経営の効率化」として、それらの実現に向け、お客さまに視点を合わせた3つの基本戦略に取組みます。

当組合は、コロナ禍の今こそ、お客さまとの信頼関係(リレーションシップ)を一層強化するチャンスと捉え、中長期ビジョン実現への2ndステージである第7次中期経営計画を全力で取組みます。

2nd ステージ 2022～2024年度 第7次中期経営計画

1st ステージ
2019～2021年度
第6次中期経営計画

3rd ステージ
2025～2027年度
第8次中期経営計画

3つの基本戦略

営業戦略：お客さま・地域とのリレーションシップの強化

- ・お客さまとの関係性を重視した営業活動を展開します。
- ・地域社会への貢献により企業価値および存在感を高めます。

組織戦略：お客さまの視点に立った営業体制の強化

- ・お客さまの利便性・サービス向上への営業体制強化を図ります。
- ・業務の効率化および適性化により生産性向上を図ります。

人財戦略：お客さまと柔軟に対応できる人財の育成・強化

- ・自ら判断し行動できる自律性の高い職員を育成します。
- ・職員が意欲的に働くことができる職場環境を整備します。



経営管理態勢

- 経営理念の浸透とコンプライアンスを最重視する意識の徹底
- リスク/リターン of 適切な評価、ポートフォリオの最適化に向けたALM体制の構築
- 統合的リスク・信用リスク管理態勢の強化
- マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化
- サイバーセキュリティ管理の高度化

地域活性化への取組状況

ショーギンSDGs宣言

当組合は、1961年11月1日の創立以来、相互扶助の精神のもと地域経済の発展に寄与し、昨年、創立60周年の節目を迎えました。これに先立ち「ショーギンSDGs宣言」を6月に発表しました。



当組合は、1961年11月1日の創立以来、相互扶助の精神のもと地域経済の発展に寄与し、本年、創立60周年の節目を迎えます。これまでの歩みは、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」と理念を同じくするものであり、これからも地域社会に必要とされるオンリーワンの金融機関を目指し、地域経済の発展と地域社会の持続的な繁栄に向けた取組みを実施して参ります。

令和3年6月1日
信用組合広島商銀 理事長 井上 一成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【持続可能な開発目標(SDGs)とは】2015年9月に国連サミットで「持続可能な世界の実現」を目指すため採択された、2030年までに達成する共通の目標。「誰一人取り残さない」という理念のもと、世界共通の課題である貧困・飢餓の撲滅、健康福祉、教育、働きがい、男女の平等など17のゴールと169のターゲットで構成されています。

広島商銀のSDGsへの取組



地域経済の活性化への取組

- ◆中小事業への事業支援
(事業性評価・生産性向上取組の取組)
- ◆中小事業者の経営改善、事業再生支援
- ◆家族支援、第二職業支援
- ◆創業支援
- ◆家族経営への移行による事業支援

地域社会への貢献

- ◆自リーグ「広島ドラゴンフライズ」のリポーター派遣
- ◆献血活動の支援(しんくみの日誌刊)
- ◆地域経済活動(ロードファンティア)の推進
- ◆しんくみピーターバンクカードによる寄付金
- ◆マネー・ローディング、テロ資金供与対策
- ◆特許庁との連携に向けた取組

環境保全への取組

- ◆再生可能エネルギー・関連機器の取組
- ◆カーボンの削減
- ◆電力消費量の削減、LED照明の導入
- ◆災害、感染症等への対策

人材育成への取組

- ◆メンタルヘルス・ストレスチェックの実施
- ◆各種研修の推進
- ◆夜間研修・ラーニング研修の実施
- ◆女性司員の活躍支援
- ◆育児・介護休業制度、業務分担制度の充実

地域活性化への取組状況

SDGsに関する取組み

地域経済の活性化への取組

- ◆ 中小事業者への本業支援
(事業性評価・生産性向上融資の取組)
- ◆ 中小事業者の経営改善、事業再生支援
- ◆ 創業支援、第二創業支援
- ◆ 事業承継支援
- ◆ 業務提携先との連携による事業者支援



地域社会への貢献

- ◆ 献血運動の実施(しんくみの日週間)
- ◆ 地域清掃活動(ロードボランティア)の実施
- ◆ しんくみピーターパンカードによる寄付金
- ◆ マネー・ローダリング、テロ資金供与対策
- ◆ 特殊詐欺の撲滅に向けた取組
- ◆ Bリーグ「広島ドラゴンフライズ」のサポーター就任



地域のスポーツ振興を目的として、広島市に本拠地を置くプロバスケットボールチーム「広島ドラゴンフライズ」のパートナー契約を結んでおります。

地域経済の活性化への取組

- ◆ 再生可能エネルギー関連融資の取組
- ◆ クールビズの実施
- ◆ 電力使用量の削減、LED照明の導入
- ◆ 災害、感染症等への対策



人材育成の取組

- ◆ メンタルヘルス・ストレスチェックの実施
- ◆ 各種資格取得の推進
- ◆ 階層別研修・eラーニング研修の実施
- ◆ 女性職員の活躍の推進
- ◆ 育児・介護休業制度、有給休暇取得の促進



地域活性化への取組状況

地域・社会貢献活動

● しんくみの日週間

当組合全店で、「献血運動」、「ボランティアセンターへの協力」、「清掃活動」など、さまざまな奉仕活動等を行っております。

エコキャップの回収活動では、JCVへの寄付金となり、子供達へのワクチン接種となります。



(エコキャップ等回収活動)

● 「飲酒運転ゼロプロジェクト」への取組み

当組合は、「HIROSHIMA飲酒運転ゼロプロジェクト」に協賛し、若年層に向けた取組や飲酒運転を回避するための活動やアルコール依存症に悩む方へ情報発信など公共性の高い企画に賛同しております。

● 公益財団法人ひろしまこども夢財団への寄付金贈呈



当組合では、60周年記念事業の一環として、「次世代を担う子どもたちへの支援事業」を行いました。公益財団法人「ひろしまこども夢財団」への寄付金贈呈を行いました。また、令和4年度には山口・高知での寄付金贈呈も予定しております。

「公益財団法人ひろしまこども夢財団」とは
広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援する事業。

コロナに負けない！応援メッセージポスターを全店に掲示しました。



地域活性化への取組状況

中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組み

● 中小企業の経営支援に関する取組方針・態勢

当組合は、相互扶助の理念に基づく地域密着型金融に徹し、中小企業・小規模事業者のお客さまに対して資金等の円滑な供給はもちろんのこと、お客さまの事業内容や成長可能性の適切な評価を実践し、様々なニーズや経営課題の解決に向けた最適なソリューションの提供により、お客さまの中長期的な成長の支援に努めてまいります。

当組合は、2014年1月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定され、経営改善計画策定のサポート等を実施しております。また、右の外部機関・外部専門家等と連携し、専門的で幅広いコンサルティング機能の提供ができる態勢をとっています。

● 中小企業支援ネットワーク

- ・中小企業再生支援協議会
- ・認定支援機関
- ・よろず支援拠点
- ・専門コンサルタント など
- ・政府系金融機関
- ・信用保証協会
- ・経営支援センター

● 金融円滑化への取組み

当組合は、地域社会との強い信頼関係で結ばれた頼りがいのある「ショーギン」として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めて行くために、全役職員が一体となって、中小事業者や個人のお客さまの金融円滑化に取り組んでいます。

お客さまからの各種ご相談にお応えるために、全店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

- 借入れ条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。
- 関係機関との連携を図りながら金融の円滑化に努めます。
- お客さまのライフステージに応じて経営改善に向けた積極的な支援に努めます。

● 人材育成

企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等の向上のため、人材育成に取り組んでおります。

- 令和3年度に開催した業界団体ならびに当組合主催の研修会
 - ◇ 企業再生支援研修 ◇ 事業性評価研修 ◇ M&A基礎講座研修 ◇ 融資担当者研修
- 令和3年度に合格した業務能力検定 ※カッコは累計数
 - ◇ 事業承継アドバイザー3級 2名(9名) ◇ 融資管理3級 1名(5名)

《融資担当者研修会》



● 経営者保証に関するガイドラインへの対応方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまから借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

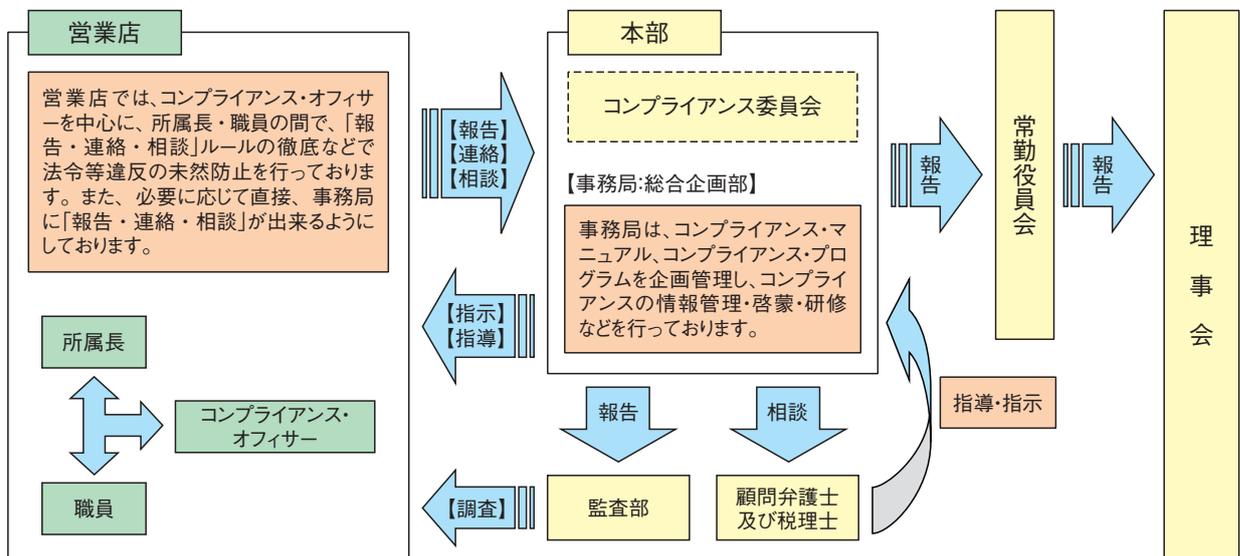
【経営者保証に関するガイドラインの取組状況】

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	100件	53件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	7.82%	5.38%
保証契約を解除した件数	1件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	-	-

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、別に定める行動綱領により定められた当組合の役職員の行動基準を明らかにするとともに、信用の基礎となる企業倫理の確立を図りながら、社会的責任と公共的使命を果たすため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めております。

【コンプライアンス体制】



【広島商銀行動綱領】

当組合は、コンプライアンス体制を確立するため『広島商銀行動綱領』を制定し、役職員に周知徹底を図っております。

1. 信用組合の公共的使命

広島商銀は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。

2. キメ細かい金融サービスの提供

広島商銀は、地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

広島商銀は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。

4. 地域社会とのコミュニケーション

広島商銀は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。

5. 人権の尊重

広島商銀は、すべての人々の人権を尊重する。

6. 働き方改革の推進、職場環境の充実

広島商銀は、職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

広島商銀は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

広島商銀は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

広島商銀は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

【顧客保護等管理方針】

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は、利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4. お客様の情報管理について

- (1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報およびお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

【金融商品に係る勧誘方針】

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保に努めております。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項の説明に努めます。
3. 当組合は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し、適切な勧誘が行われるよう研修などを通じて役職員の知識の向上に努めます。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

【マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について】

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的など、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認(取引時確認)させていただいております。お取引時の確認に関して、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お客様への確認(取引時確認)が必要となる主なお取引	<input type="checkbox"/> 口座開設 <input type="checkbox"/> 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り <input type="checkbox"/> 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い <input type="checkbox"/> 融資取引 等
---------------------------	---

■お客様への確認事項および確認に必要な書類について

確認事項		ご提示いただく確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	○氏名、住所、生年月日	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等 <small>※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。</small>
	○職業、取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
法人のお客様	○名称、本店または主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 等 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)
	○来店された方の氏名、住所、生年月日等	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等 <small>※上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様へのお電話等の方法により、法人のお客様のためにお取引を行っていることを確認させていただきます。</small>
	○事業の内容	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款 等
	○取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	○実質的支配者の確認 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます)	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

- (注) 1. 健康保険証等の「顔写真がない」本人確認書類等をご提示いただいた場合、別の本人確認書類等の提示が必要になります。
2. 外国の政府等において同法に定められた職位にある(またはあった)お客様、そのご家族にあたるお客様等とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
3. 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合や詳しいことは、当組合の窓口にお問い合わせください。

【苦情処理措置および紛争解決措置等について】

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係わる苦情等^(*)を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：信用組合広島商銀 事務部】

電話番号：(082)244-3152

受付日：月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間：9時～17時

なお、苦情対応の手續きについては、営業店にポスターを掲出してありますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。【ホームページアドレス <https://www.shogin.com/>】

紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター	電話番号：(082)225-1600
東京弁護士会 紛争解決センター	電話番号：(03)3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	電話番号：(03)3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	電話番号：(03)3581-2249

上記弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、信用組合広島商銀事務部、または下記中国ブロック信用組合協議会またはしんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手續きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

なお、具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	中国ブロック信用組合協議会	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒730-0044 広島県広島市中区宝町9-11	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	082-247-7363	03-3567-2456
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く) 9時～17時	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く) 9時～17時

当組合では、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または事務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関連部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手續等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、事務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容等について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

リスク管理体制について

金融機関の抱えるリスクは複雑化、多様化しております。当組合は、自己責任原則に基づく業務全般にわたるリスク管理が、経営の健全性を確保する最重要課題と位置付けております。

当組合のリスク管理は、「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、管理対象リスク及び管理態勢等の基本事項を定め、リスク管理の一層の強化・充実を図っております。

【リスクの内容と管理】

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により資産の価値の減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、与信リスク集中の回避・抑制と資産の健全性を維持するため定期的に自己査定を実施し、取引先の経営実態の把握を行っております。また、職員の審査能力向上を図るため、通信教育・外部研修等への積極的な参加を実施しております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当組合では、経営体力と比べ適正な水準にリスクをコントロールし、安定かつ効率的な資金の調達・運用を図り、安定した収益の確保に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になり、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を期しております。

■オペレーショナル・リスク管理

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。当組合では、事務リスク管理の重要性を鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性、機械化・システム化による作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査および検査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクの軽減を図ることで顧客からの信頼性の向上に努めております。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクのことです。当組合では、全国信組共同センターを利用しております。また、万一事故が発生した場合でも必要な業務が維持できるよう「危機管理計画書」を作成し対応を図っております。

3. 法務リスク管理

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、取扱いを開始する商品・サービス時及び各種契約などについて担当者は、顧問弁護士と連携してリスク回避に努めております。

4. 人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により損失を被るリスクのことです。当組合では、人事運営上の労働問題、健康問題、差別的行為等を適切に管理することに努めております。

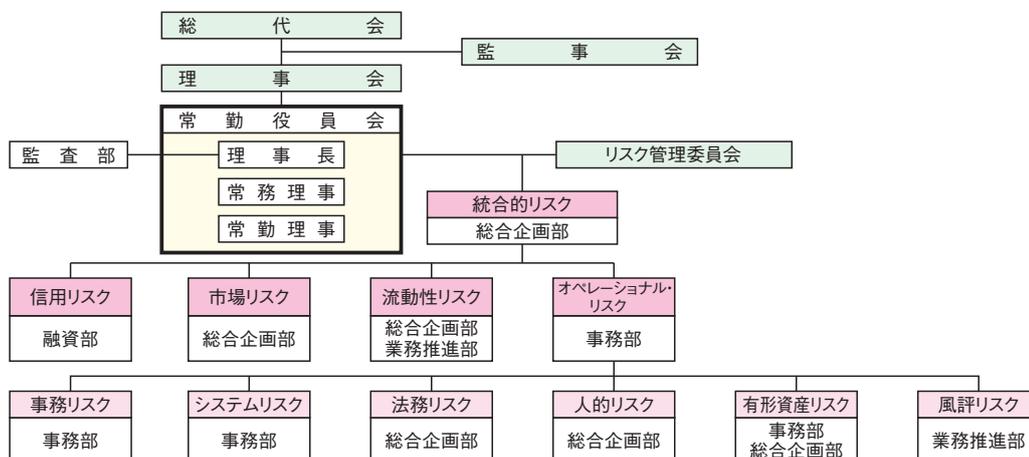
5. 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、当組合が保有する動産・不動産が毀損・損害を被るリスクのことです。当組合では、有形資産リスクを認識し、必要な対策を講じ、万が一損害が発生した場合の影響を極小化し、早期の回復を図るため適正なリスク管理に取り組んでおります。

6. 風評リスク管理

風評リスクとは、当組合の評判が悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、ディスクロージャー誌・ホームページなどを通じて、経営の健全性を公表し、風評リスクの抑制に努めております。

【リスク管理体制】



(令和4年6月30日現在)

総代会の仕組みについて

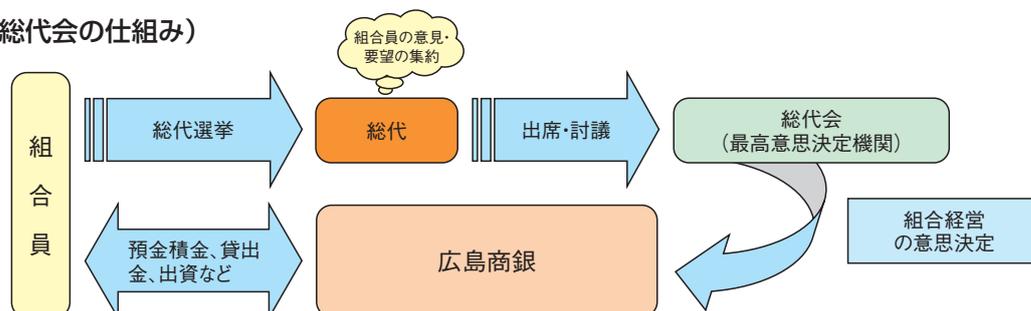
【総代会の仕組み(役割)】

信用組合は、組合員の「相互扶助の精神」を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員30,999名(令和4年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された「総代」により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれております。また、総代会は組合員であれば傍聴することができます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

(総代会の仕組み)



(主な議決事項)

- | | | |
|-------------------|---------------|------------|
| ○ 定款の変更 | ○ 議長の選任 | ○ 役員報酬の変更 |
| ○ 計算書類等の承認 | ○ 役員の選任及び解任 | ○ 組合員の法定脱退 |
| ○ 事業計画書及び収支予算書の承認 | ○ 退任役員退職慰労金贈呈 | など |

【総代の選出方法、任期、定数】

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。

(総代の選出方法)

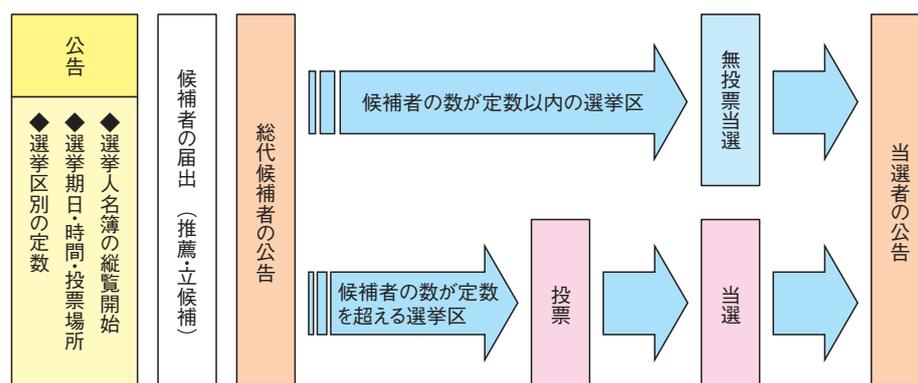
総代は、組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されております。

(総代の任期・定数)

総代の任期は3年となっております。

総代の定数は、100人以上120人以内です。選挙区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比等を勘案し、理事長が定めております。

(総代選挙の手続き)



【総代の選挙区・定数・総代一覧】

(令和4年6月末現在)

選挙区	総代数	金光榮治 ㊟	元山 浩 ㊟	金岡光秀 ⑨	新井勝子 ⑦	鄭 浩 幸 ⑦	本井重辰 ⑥
本店地区	19名	金原 正 ⑥	木川英俊 ⑥	春木泰行 ④	成 龍 植 ④	長谷川康垣 ③	若佐 晋 ②
		宗正俊文 ②	高本茂雄 ②	松本裕一 ②	菅 泰晶 ②	藤田孝博 ①	須賀親宏 ①
		河津宏紀 ①					
福山地区	9名	福田 浩 ⑨	井上良夫 ⑥	新井慶助 ④	安田大增 ③	山本紘司 ③	中村泰三 ②
		東原鍾元 ②	石田昌雄 ①	寺本貴明 ②			
呉地区	5名	白原正美 ⑦	山本基就 ③	井本那賀雄 ②	山本基甫 ②	林 勝彦 ③	
海田地区	12名	東 幸治 ㊟	金山正二 ㊟	松村 健 ⑦	中本俊夫 ⑥	吉川 進 ⑥	義川敬一 ③
		海田和広 ②	西原 浩 ②	竹原 弾 ①	金子浩年 ①	西原来福 ①	丹山宏則 ③
古市地区	12名	清本時夫 ㊟	大田英雄 ⑨	沈 勝 義 ⑨	鳳山仁秀 ⑦	岡山裕史 ⑥	高津良治 ④
		田中暢治 ④	大野辰彦 ③	山川剛信 ②	岩谷典亮 ②	金田千穂 ②	黄江武成 ①
西地区	11名	新井恒夫 ㊟	延川章喜 ⑧	西川京人 ⑦	安本義幸 ⑦	山田輝雄 ⑥	河本浅男 ⑤
		金光 忠 ⑤	金井 忍 ④	清水計年 ③	金田 進 ①	柳 憲隆 ①	
五日市地区	8名	権田俊五 ㊟	安藤龍雄 ⑨	新井浩吉 ⑨	河原福孝 ⑨	高田康秀 ⑨	安田秀吉 ⑦
		村松将文 ①	三宅隆治 ③				
下関地区	8名	大本徳寿 ⑨	林 貫一 ⑨	岡村昌憲 ⑨	朴 元 淳 ⑦	松山正幸 ⑥	西原京治 ⑥
		加藤喬士 ①	安藤泰邦 ①				
徳山地区	7名	原本龍水 ⑨	川崎和明 ⑨	吉本富男 ④	河村武紀 ①	金岡泰成 ①	山本良幸 ①
		吉松靖之 ④					
山口地区	12名	大川二郎 ⑨	三原文学 ⑨	吉田炳椿 ⑨	津徳昭男 ⑨	西原武雄 ⑨	岩本片一 ⑨
		山下恭生 ⑨	金本光男 ⑨	永松英世 ⑦	密山圭太郎 ⑦	山本守元 ④	星木武之 ②
高知地区	4名	松本祐一 ④	山本 豊 ③	山田英太 ①	森木夫志生 ②		
合 計	107名	(注) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しております。なお、就任回数が10回以上となる場合は㊟で表示しております。					

【総代の属性別構成比】

業種別

製 造 業	1.04%
不 動 産 業	19.79%
卸売業・小売業	5.20%
建 設 業	13.54%
運 輸 業	1.04%
その他のサービス業	59.37%
合 計	100.00%

年代別

30代以下	0.93%
40代	14.95%
50代	28.03%
60代	27.10%
70代	28.97%
80代以上	-%
合 計	100.00%

職業別

個 人	8.57%
個人事業主	2.85%
法人役員	88.57%
法 人	-%
合 計	100.00%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

【総代会の決議事項】

第61回通常総代会は、令和4年6月24日(金曜日)午後3時よりANAクラウンプラザホテル広島で開催されました。当日は総代107名のうち、出席者45名、書面議決書62名のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

(議案事項)

- 第1号議案 第61期計算書類等承認の件
- 第2号議案 第62期事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員法定脱退の件



(令和4年6月24日開催 通常総代会)

役員等の報酬体系

【対象役員】

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、当組合の監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

a. 決定方法 b. 支払時期 c. その他

2. 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	87	130
監 事	9	12
合 計	96	142

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事13名、監事3名です。

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は 理事4,120千円、監事7,334千円であります。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

【対象職員等】

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

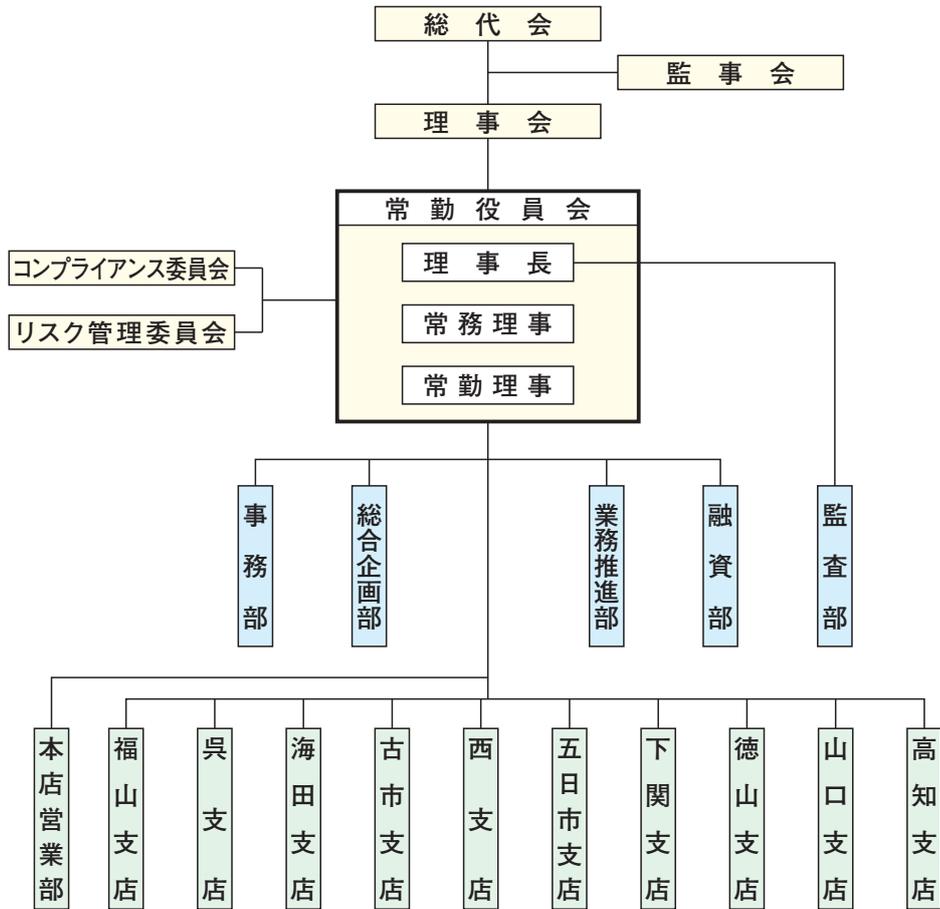
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は、当組合における「給与規程」および「退職慰労金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与した報酬となっていないため、職員が過度なリスクを伴う報酬体系ではありません。

組織図



(令和4年6月末現在)

役員一覧等／組合員数／職員数

役員一覧(理事及び監事の役職名・氏名)

(令和4年6月末現在)

理事長	井上 一成	常務理事	岡田 英幸	常務理事	岡田 慶鎮
常務理事	川本 賢一	常勤理事	杉山 政成	常勤理事	南 秋智
常勤理事	泉 貴久	常勤監事	東 泰雄	理 事	金原 正(※)
理 事	永松 英世(※)	理 事	新井 慶助(※)	理 事	成 龍 植(※)
員外監事	山本 英雄(※)				

◇当組合は、職員出身者以外の役員(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員数

	令和2年度末	令和3年度末
個人	28,413人	28,670人
法人	2,244人	2,329人
合計	30,657人	30,999人

職員数

	令和2年度末	令和3年度末
男子	90人 (46歳 7ヵ月)	88人 (46歳 3ヵ月)
女子	51人 (35歳 3ヵ月)	57人 (34歳 5ヵ月)
合計	141人 (42歳 6ヵ月)	145人 (41歳 7ヵ月)

※()は、平均年齢です。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度第60期 (令和3年3月31日現在)	令和3年度第61期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	2,260,935	2,044,625
預 け 金	77,720,391	75,518,491
預 け 金	76,720,391	74,518,491
譲渡性預け金	1,000,000	1,000,000
有 価 証 券	10,296,110	9,564,310
国 債	3,947,700	3,828,400
地 方 債	200,680	199,500
社 債	5,579,230	4,967,610
株 式	68,800	68,800
その他の証券	500,000	500,000
貸 出 金	115,402,774	117,717,507
割 引 手 形	96,821	18,818
手 形 貸 付	14,889,022	14,019,073
証 書 貸 付	100,270,355	103,527,167
当 座 貸 越	146,574	152,448
そ の 他 資 産	943,510	928,219
未 決 済 為 替 貸	7,523	4,517
全信組連出資金	709,400	709,400
前 払 費 用	4,974	15,290
未 収 収 益	145,074	138,572
そ の 他 の 資 産	76,537	60,438
有 形 固 定 資 産	2,842,628	2,826,189
建 物	428,638	388,023
土 地	2,272,125	2,048,676
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	141,864	389,490
無 形 固 定 資 産	30,401	38,734
ソ フ ト ウ ェ ア	23,525	32,285
その他の無形固定資産	6,876	6,448
繰 延 税 金 資 産	529,224	552,632
債 務 保 証 見 返	104,358	166,832
貸 倒 引 当 金	△ 4,000,337	△ 4,052,593
(うち個別貸倒引当金)	(△3,347,909)	(△3,537,198)
資 産 減 損 引 当 金	△ 123,546	△ 136,562
資 産 の 部 合 計	206,006,450	205,168,386

科 目	令和2年度第60期 (令和3年3月31日現在)	令和3年度第61期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	158,621,716	158,380,681
当 座 預 金	4,025,754	3,830,095
普 通 預 金	20,272,787	20,641,014
貯 蓄 預 金	88,471	94,742
通 知 預 金	36,838	34,000
定 期 預 金	129,696,472	129,327,679
定 期 積 金	3,939,695	3,849,833
そ の 他 の 預 金	561,697	603,316
借 用 金	35,900,000	34,900,000
当 座 借 越	35,900,000	34,900,000
そ の 他 負 債	1,080,294	1,147,972
未 決 済 為 替 借	11,611	12,732
未 払 費 用	563,796	487,684
給 付 補 填 備 金	2,755	2,625
未 払 法 人 税 等	37,425	145,725
前 受 収 益	104,558	105,608
払 戻 未 済 金	239,495	269,044
職 員 預 り 金	83,849	98,594
そ の 他 の 債 務	36,801	25,956
賞 与 引 当 金	65,654	70,921
退 職 給 付 引 当 金	311,444	318,803
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63,561	56,812
そ の 他 の 引 当 金	15,731	15,509
(睡眠預金払戻損失引当金)	(14,575)	(14,472)
(偶発損失引当金)	(1,156)	(1,037)
再評価に係る繰延税金負債	127,416	112,120
債 務 保 証	104,358	166,832
負 債 の 部 合 計	196,290,177	195,169,653
(純資産の部)		
出 資 金	6,322,592	6,568,284
普 通 出 資 金	6,322,592	6,568,284
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	3,141,555	3,286,387
利 益 準 備 金	1,146,729	1,180,729
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,994,826	2,105,658
特 別 積 立 金	1,655,000	1,735,000
(経営基盤強化積立金)	(1,615,000)	(1,735,000)
(60周年記念事業積立金)	(40,000)	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	339,826	370,658
(うち当期純利益)	(213,448)	(186,236)
組 合 員 勘 定 合 計	9,464,147	9,854,671
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 55,327	△ 148,585
土 地 再 評 価 差 額 金	307,452	292,646
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	252,124	144,061
純 資 産 の 部 合 計	9,716,272	9,998,733
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	206,006,450	205,168,386

財務諸表

損益計算書

科 目	令和2年度第60期 (令和2年4月1日～ 令和3年3月31日)	令和3年度第61期 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)
経常収益	3,175,324	3,156,215
資金運用収益	3,023,494	2,981,709
貸出金利息	2,856,740	2,802,155
預け金利息	92,720	89,036
有価証券利息配当金	51,755	46,904
その他の受入利息	22,279	43,612
役員取引等収益	138,726	163,107
受入為替手数料	29,984	22,230
その他の役員収益	108,741	140,876
その他業務収益	11,889	11,175
外国通貨売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	11,889	11,175
その他経常収益	1,213	222
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	1,213	222
経常費用	2,811,191	2,823,717
資金調達費用	474,208	467,352
預金利息	471,469	464,691
給付補填備金繰入額	2,009	1,696
借入金利息	—	—
その他の支払利息	730	965
役員取引等費用	67,320	60,353
支払為替手数料	13,526	11,016
その他の役員費用	53,793	49,336
その他業務費用	2,163	910
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	2,049	703
その他の業務費用	114	206
経費	1,630,337	1,658,534
人件費	1,086,340	1,093,598
物件費	510,771	499,950
税金	33,225	64,986
その他経常費用	637,161	636,566
貸倒引当金繰入額	352,094	216,435
貸出金償却	99,012	384,839
株式等売却損	8,107	—
その他の経常費用	177,946	35,291
経常利益	364,132	332,497

■会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「晴連監査法人」の監査を受けております。

(単位：千円)

科 目	令和2年度第60期 (令和2年4月1日～ 令和3年3月31日)	令和3年度第61期 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)
特別利益	40	4,091
固定資産処分益	40	4,091
その他の特別利益	—	—
特別損失	311	6,507
固定資産処分損	311	6,507
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	363,861	330,080
法人税・住民税及び事業税	43,304	142,074
法人税等調整額	107,108	1,769
法人税等合計	150,413	143,843
当期純利益	213,448	186,236
繰越金(当期首残高)	126,378	113,139
60周年記念事業積立金取崩額	—	50,000
土地再評価差額金取崩額	—	21,282
当期末処分剰余金	339,826	370,658

剰余金処分計算書

(単位：千円)

区 分	令和2年度第60期	令和3年度第61期
当期末処分剰余金	339,826	370,658
計	339,826	370,658
これを次のとおり処分いたしました。		
剰余金処分量	226,686	266,753
利益準備金	34,000	38,000
出資に対する配当金 (年1%の割合)	62,686	(年1.5%の割合) 98,753
経営基盤強化積立金	120,000	130,000
60周年記念事業積立金	10,000	—
次期繰越金	113,139	113,139

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資配当金には、創立60周年記念配当0.5%を含んでおります。

■代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月27日

信用組合 広島商銀
理事長 井上一成

【貸借対照表の注記事項】

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日及び平成14年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,357百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,762百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額△786百万円です。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～60年
その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。ただし、対象となるリース資産はありません。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 資産減損引当金は、遊休資産の処分へ備えるため、決算期における時価と帳簿価額との差額について、将来、発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
年金資産の額 238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 229,590百万円
差引額 8,987百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和2年4月分～令和3年3月分） 0.938%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13,608千円を費用処理しております。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰勞引当金は、役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替取次手数料等に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
- 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は43,177千円であります。
なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の各種リスクの管理をしております。
なお、デリバティブ取引は取り扱っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、その他保有目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、支店業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びコントロールリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、月次決算等諸資料によって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスクに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された事業計画に関する方針に基づき、常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ペースで常勤役員会へ報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関する金融商品は取り扱っておりません。
(iii) 価格変動リスクの管理
当組合は、株価、株価指数等が変動する金融商品は、取り扱っておりません。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分析し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、日々の業務を通して、適時に全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	75,518	75,286	△233
(2) 有価証券	9,564	9,564	—
(3) 貸出金(※1)、(※2)	113,664	115,415	1,751
金融資産計	198,746	200,264	1,518
(1) 預金積金	158,380	159,125	745
(2) 借入金	34,900	34,900	—
金融負債計	193,280	194,025	745

- (※1) 貸出金は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27～32に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）。
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式（※1）	68
組合出資金（※2）	1,209
合 計	1,278

(※1) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

組合出資金（全信組連出資金等）は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第19項に規定されている「市場価格のない株式等」に該当する出資金（全信組連出資金等）に該当することから、時価開示の対象とはしていません。

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下25まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,817	1,803	13
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,817	1,803	13
	小計	1,817	1,803	13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	7,177	7,397	△219
	国債	3,828	3,994	△166
	地方債	199	200	△0
	社債	3,150	3,202	△52
	小計	7,177	7,397	△219
合 計		8,995	9,201	△205

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落した債券はありません。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 23. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
 24. 保有目的を変更した有価証券はありません。
 25. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	100	3,087	1,979	4,328
国債	—	—	—	3,828
地方債	—	—	199	—
社債	100	3,087	1,779	—
その他(優先出資)	—	—	—	500
その他(譲渡性預け金)	1,000	—	—	—
合 計	1,100	3,087	1,979	4,328

26. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、遊休資産として、宇部市（旧宇部支店）、岩国市（旧岩国支店）を保有しており、その他の形固定資産に計上しております。

27. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
59百万円	59百万円

(注) 賃貸等不動産に対応する資産減損引当金を控除しております。

28. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,007百万円
危険債権額	3,663百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	4,371百万円
合計額	10,041百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18百万円であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,324百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,324百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 有形固定資産の減価償却累計額 1,466百万円
 32. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 207百万円
 33. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
 34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,012百万円
退職給付引当金	88
賞与引当金	19
減価償却限度超過額	8
役員退職慰労引当金	15
その他	8
繰延税金資産小計	1,152
将来減価一時差異等の合計に係る評価性引当額	△656
その他	△38
評価性引当額小計	△694
繰延税金資産合計	457
繰延税金負債	56
その他有価証券評価差額金	148
繰延税金負債合計	148
繰延税金資産の純額	552百万円

35. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 担保提供している資産 預け金 32,100百万円、国債 2,800百万円
 担保資産に対応する債務 借入金 34,900百万円
 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び手形交換、収納代理等のために保証金として、預け金3,668百万円その他の資産（現金）3百万円を担保として提供しております。
 36. 出資1口当たりの純資産額は1,522円27銭です。

【損益計算書の注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純利益 28円35銭
 当年度において、固定資産にかかる減損損失はありません。

主な経営指標等について

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	3,099,221	3,099,712	3,139,651	3,175,324	3,156,215
経常利益	331,085	450,944	349,686	364,132	332,497
当期純利益	171,050	179,795	159,209	213,448	186,236
預金積金残高	147,084,668	148,895,031	151,392,171	158,621,716	158,380,681
貸出金残高	107,199,317	112,757,759	115,024,175	115,402,774	117,717,507
有価証券残高	5,815,786	5,714,573	6,306,636	10,296,110	9,564,310
総資産額	178,049,367	191,376,301	193,237,900	206,006,450	205,168,386
純資産額	8,133,954	8,828,701	9,288,348	9,716,272	9,998,733
自己資本比率(単体)	7.12%	7.40%	7.66%	7.93%	8.01%
出資総額	5,052,850	5,607,964	6,037,580	6,322,592	6,568,284
出資総口数(口)	5,052,850	5,607,964	6,037,580	6,322,592	6,568,284
出資に対する配当金	45,577	54,536	59,335	62,686	98,753
職員数(人)	144	144	140	141	145

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

役務取引等収支の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	138	163
受入為替手数料	29	22
その他の受入手数料	108	140
その他の役務収益	0	0
役務取引等費用	67	60
支払為替手数料	13	11
その他の支払手数料	14	15
その他の役務費用	38	34
役務取引等利益	71	102

その他業務収支の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
その他業務収益	11	11
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	11	11
その他業務費用	2	0
国債等債券償還損	2	0
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	0	0
その他業務利益	9	10

総資産利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.18	0.16
総資産当期純利益率	0.10	0.08

(算出方法) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)×100
総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)×100

総資金利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(A)	1.52	1.45
資金調達原価率(B)	1.11	1.08
総資金利鞘(A)-(B)	0.41	0.37

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)	
資金運用勘定	令和3年度	205,017	2,981,709	1.45	
	令和2年度	198,125	3,023,494	1.52	
	うち貸出金	令和3年度	115,501	2,802,155	2.42
		令和2年度	116,683	2,856,740	2.44
うち預け金	令和3年度	78,652	89,036	0.11	
	令和2年度	73,046	92,720	0.12	
うち有価証券	令和3年度	10,152	46,904	0.46	
	令和2年度	7,686	51,755	0.67	
資金調達勘定	令和3年度	195,166	467,352	0.23	
	令和2年度	188,533	474,208	0.25	
	うち預金積金	令和3年度	159,956	466,387	0.29
		令和2年度	154,517	473,478	0.30
うち借入金	令和3年度	35,113	—	—	
	令和2年度	32,498	—	—	

(注) 資金運用勘定には、無利息預け金の平均残高(令和2年度359百万円、令和3年度379百万円)を、それぞれ控除しております。

業務粗利益及び業務純益等

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	3,023	2,981
資金調達費用	474	467
資金運用収支	2,549	2,514
役務取引等収益	138	163
役務取引等費用	67	60
役務取引等収支	71	102
その他業務収益	11	11
その他業務費用	2	0
その他業務収支	9	10
業務粗利益	2,630	2,627
業務粗利益率(%)	1.32	1.28
業務純益	1,232	1,107
実質業務純益	1,008	970
コア業務純益	1,010	970
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,010	970

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭的信託運用見合費用)
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息、支払利息の増減 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	61	△41
支払利息の増減	△6	△6

預貸率・預証率 (単位:%)

	令和2年度	令和3年度	
預貸率	期末	72.75	74.32
	期中平均	75.51	72.20
預証率	期末	6.49	6.03
	期中平均	4.97	6.34

1店舗当りの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	12,201	14,398
1店舗当りの貸出金残高	8,877	10,701
店舗数(店)	13	11

常勤役員一人当りの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
1人当りの預金残高	1,064	1,035
1人当りの貸出金残高	774	769
常勤役員数(人)	149	153

預金業務

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	23,342	15.10	24,599	15.53
定期性預金	131,019	84.79	133,177	84.08
(うち定期積金)	(4,071)	(2.63)	(3,849)	(2.43)
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	155	0.10	603	0.38
合計	154,517	100.00	158,380	100.00

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	140,612	88.64	139,907	88.33
法人	18,009	11.35	18,472	11.66
一般法人	17,952	11.31	18,418	11.62
金融機関	40	0.02	43	0.02
公金	16	0.01	11	0.00
合計	158,621	100.00	158,380	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
財形貯蓄残高	—	—

定期預金の金利区分別残高 (単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	129,674	129,327
変動金利定期預金	21	0
その他の定期預金	—	—
合計	129,696	129,327

融資業務

貸出金種類別平均残高 (単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	176	0.15	89	0.07
手形貸付	16,351	14.01	13,060	11.30
証書貸付	99,969	85.67	102,202	88.48
当座貸越	185	0.15	149	0.12
合計	116,683	100.00	115,501	100.00

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,117	0.96	1,181	1.00
農業、林業	4	0.00	3	0.00
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,621	4.87	6,064	5.15
電気・ガス・熱供給・水道業	5,013	4.34	5,581	4.74
情報通信業	54	0.04	102	0.08
運輸業、郵便業	263	0.22	226	0.19
卸売業、小売業	5,528	4.79	5,569	4.73
金融業、保険業	907	0.78	956	0.81
不動産業	54,195	46.96	53,178	45.17
物品賃貸業	126	0.10	123	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	734	0.63	683	0.58
宿泊業	15,215	13.18	17,546	14.90
飲食業	2,700	2.34	2,200	1.86
生活関連サービス業、娯楽業	14,308	12.39	14,414	12.24
教育、学習支援業	1	0.00	1	0.00
医療、福祉	449	0.38	518	0.44
その他サービス	2,813	2.43	2,788	2.36
その他の産業	—	—	—	—
小計	109,056	94.50	111,140	94.41
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,345	5.50	6,576	5.58
合計	115,402	100.00	117,717	100.00

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	30,482	26.41	32,245	27.39
設備資金	84,920	73.58	85,471	72.60
合計	115,402	100.00	117,717	100.00

代理貸付及び受託業務取扱残高の内訳 (単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	34	28
株式会社商工組合中央金庫	1	—
株式会社日本政策金融公庫	1	1
独立行政法人住宅金融支援機構	75	61
独立行政法人福祉医療機構	4	4
その他	—	—
合計	146	94

(注)業種別区分は日本産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	46,354	—	44,314	—
変動金利貸出	69,047	—	73,403	—
合計	115,402	—	117,717	—

担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	962	0.83	935	0.79
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	371	0.31
不動産	97,692	84.65	98,517	83.68
その他	—	—	—	—
小計	98,655	85.48	99,824	84.79
信用保証協会・信用保険	4,067	3.52	4,414	3.74
保証	5,303	4.59	5,068	4.30
信用	7,376	6.39	8,410	7.14
合計	115,402	100.00	117,717	100.00

個人ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
住宅ローン	3,372	53.14	3,247	49.37
その他のローン	2,972	46.84	3,329	50.62
合計	6,345	100.00	6,576	100.00

担保種類別の債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	—	—	69	41.56
不動産	34	32.69	27	16.26
その他	—	—	—	—
小計	34	32.69	96	57.83
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	69	66.34	70	42.16
合計	104	100.00	166	100.00

有価証券の状況

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和3年度末	—	—	—	—	—	3,828
	令和2年度末	—	—	—	—	—	3,947	—	3,947
地方債	令和3年度末	—	—	—	199	—	—	—	199
	令和2年度末	—	—	—	—	200	—	—	200
社債	令和3年度末	100	1,595	1,492	499	1,280	—	—	4,967
	令和2年度末	603	994	907	1,595	1,478	—	—	5,579
株式	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	68	68
	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	248	248
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	500	500
	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	500	500
合計	令和3年度末	100	1,595	1,492	698	1,280	3,828	568	9,564
	令和2年度末	1,103	703	1,607	1,159	984	—	748	6,306

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和2年度末			令和3年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	4,021	3,994	26	1,817	1,803	13
	国債	986	986	0	—	—	—
	地方債	200	200	0	—	—	—
	社債	2,833	2,807	26	1,817	1,803	13
	小計	4,021	3,994	26	1,817	1,803	13
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	5,706	5,811	△ 105	7,177	7,397	△ 219
	国債	2,960	3,008	△ 47	3,828	3,994	△ 166
	地方債	—	—	—	199	200	0
	社債	2,745	2,803	△ 57	3,150	3,202	△ 52
	小計	5,706	5,811	△ 105	7,177	7,397	△ 219
合計	計	9,727	9,805	△ 78	8,995	9,201	△ 205

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
取得価格	10,374	9,769
時価	10,296	9,564
評価損益	△ 78	△ 205

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品の取扱いはありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和2年度末	令和3年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	68	68
組合出資金	1,209	1,209
合計	1,278	1,278

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,242	16.15	3,994	39.34
地方債	200	2.60	199	1.96
社債	5,495	71.49	5,389	53.08
株式	248	3.22	68	0.66
その他の証券	500	6.50	500	4.92
合計	7,686	100.00	10,152	100.00

為替業務

国内為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	49,963	63,142	55,202	64,058
	他の金融機関から	38,877	56,538	40,769	57,634
代金取立	他の金融機関向け	595	899	843	1,485
	他の金融機関から	33	55	25	74

外国為替取扱実績

当組合では、外国為替の取扱いは出来ません。

【お知らせ】

外国為替につきましては、全国信用協同組合連合会へ取次斡旋をしております。
お気軽に窓口へお申しつけください。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	開示額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	2,007	965	1,041	2,007	100.00	100.00
	令和2年度	2,357	1,292	1,064	2,357	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	3,663	1,416	2,247	3,663	100.00	100.00
	令和2年度	3,511	1,476	2,034	3,511	100.00	100.00
要管理債権	令和3年度	4,371	1,804	212	2,016	46.13	8.28
	令和2年度	5,556	2,109	232	2,341	42.14	6.73
3ヵ月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	0	0	0	0	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	令和3年度	4,371	1,804	212	2,016	46.13	8.28
	令和2年度	5,556	2,109	232	2,341	42.14	6.73
合計	令和3年度	10,041	4,186	3,500	7,687	76.55	59.79
	令和2年度	11,424	4,878	3,331	8,210	71.86	50.89
正常債権	令和3年度	107,924					
	令和2年度	104,162					
総合計	令和3年度	117,966					
	令和2年度	115,587					
不良債権比率	令和3年度	8.51%					
	令和2年度	9.88%					

※記載金額は単位未満を四捨五入して表示しています。

※令和2年度はバルクセール(債権売却)を379百万円を実施し、令和3年度はバルクセール(債権売却)を115百万円実施しております。

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げる債権を除く)です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」(元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権)及び「貸出条件緩和債権」(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を回り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与え約定条件の改定等を行った貸出債権)に該当する貸出金(上記1. および2. に掲げる債権を除く)です。
4. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. 2. および3. に掲げる債権を除く)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(上記1. 2. および4. に掲げる債権を除く以外の債権)です。
7. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められた額の合計額です。なお、不動産についての担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分考慮した回収可能見込額を採用しております。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した引当金です。
9. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されているものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率規制第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和3年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様による出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っているとして評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策とし、また継続的な出資金の募集を考えております。

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスク管理方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。当組合での信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散、更には与信ポートフォリオ管理として、業種別、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、融資決裁権限に従い、営業店審査後、本部における営業推進部門から独立した貸出審査部門において、客観的な総合審査、並びに貸出後のフォローアップを行い、更に案件に応じて常勤理事で構成される常勤役員会においても合議するなど、厳正な審査体制を構築しております。現在当組合では、信用リスクの計量化に向けた「信用格付システム」を導入し、格付と自己査定結果の整合性を図りながら、内部格付手法の確立を目指しております。信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Mood's)
- スタンダードアンド・プアーズ・レーディング・サービスズ (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合での信用リスク削減手法は、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。当組合が扱う主要な担保は、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ公的な保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付による信用度を判定する格付基準等があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続き等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する方針等を定め、リスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用するとともに態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討し、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)に報告する態勢を整備しております。

6. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金が該当します。非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金に関しても「資金運用基本規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に評価し、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤役員会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」などに従った、適正な処理を行っております。

7. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク等の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、定期的に計測を行い、リスク管理委員会にて協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項	目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額		9,401	9,755
うち、出資金及び資本剰余金の額		6,322	6,568
うち、利益剰余金の額		3,141	3,286
うち、外部流出予定額(△)		62	98
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		652	515
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		652	515
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		58	36
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	10,112	10,307
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		21	28
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		21	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	21	28
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	10,091	10,279
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		122,314	123,226
資産(オン・バランス)項目		122,210	123,066
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		434	404
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		434	404
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		4,894	4,861
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	127,209	128,188
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))		7.93%	8.01%

(注) 自己資本比率の算定方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度末		令和3年度末	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	122,314	4,892	123,226	4,929
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	121,879	4,875	122,821	4,912
(i) ソブリン向け	766	30	873	34
(ii) 金融機関向け	8,335	333	7,434	297
(iii) 法人等向け	62,880	2,515	64,706	2,588
(iv) 中小企業等個人向け	3,247	129	3,465	138
(v) 抵当権付住宅ローン	316	12	243	9
(vi) 不動産取得等事業向け	36,794	1,471	36,290	1,451
(vii) 三ヶ月以上延滞等	1,474	58	1,463	58
(viii) 出資等	67	2	67	2
出資等のエクスポージャー	67	2	67	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	500	20	500	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	709	28	709	28
(xi) その他	6,787	271	7,068	282
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	434	17	404	16
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,894	195	4,961	198
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	127,209	5,088	128,188	5,127

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、信用保証協会等のことです。
 4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、上記(i)~(x)に区分されないエクスポージャーのことです。
 具体的には、「中小企業等向け・個人向けエクスポージャーに係る特別に該当しない中小企業等・個人向けエクスポージャー」、「固定資産」、「繰延税金資産」等のことです。

6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオフ・バ ランス取引				債 券					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
地域別区分	国内	国内	国内	国内	国内	外国	国内	外国	国内	国内
製造業	1,940	2,006	1,139	1,206	800	—	800	—	42	40
農業、林業	5	3	5	3	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	100	100	—	—	100	—	100	—	—	—
建設業	5,860	6,321	5,860	6,321	—	—	—	—	211	166
電気・ガス・熱供給・水道業	6,020	6,589	5,016	5,585	1,001	—	1,000	—	17	2
情報通信業	757	804	54	102	702	—	700	—	5	5
運輸業、郵便業	664	527	264	226	400	—	300	—	0	—
卸売業、小売業	6,930	6,444	5,625	5,641	1,303	—	801	—	83	68
金融業、保険業	80,703	78,539	908	957	1,302	—	1,301	—	—	—
不動産業	54,560	53,606	54,259	53,306	300	—	300	—	1,234	1,354
物品賃貸業	126	123	126	123	—	—	—	—	76	75
学術研究、専門・技術サービス業	756	702	756	702	—	—	—	—	0	3
宿泊業	15,246	17,558	15,246	17,558	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,856	2,370	2,856	2,370	—	—	—	—	34	5
生活関連サービス業、娯楽業	14,578	14,687	14,377	14,486	200	—	200	—	2,419	2,396
教育、学習支援業	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	533	595	533	595	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,897	2,853	2,897	2,853	—	—	—	—	72	56
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国、地方公共団体等	4,196	4,196	—	—	4,194	—	4,194	—	—	—
個人	5,659	5,925	5,659	5,925	—	—	—	—	259	217
その他	5,733	5,397	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	210,129	209,353	115,588	117,966	10,305	—	9,701	—	4,459	4,393
1年以下	151,115	159,906	95,042	97,984	604	—	100	—	—	—
1年超3年以下	26,748	21,908	4,753	6,808	995	—	1,595	—	—	—
3年超5年以下	5,545	4,995	3,622	3,502	908	—	1,492	—	—	—
5年超7年以下	4,331	3,716	2,733	3,018	1,595	—	698	—	—	—
7年超10年以下	6,151	4,510	4,456	3,230	1,679	—	1,280	—	—	—
10年超	6,937	5,440	2,990	1,612	3,947	—	3,828	—	—	—
期間の定めのないもの	9,300	8,875	1,806	1,811	568	—	193	—	—	—
残存期間別合計	210,129	209,353	115,588	117,966	10,305	—	9,701	—	—	—

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2.「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているものに係るエクスポージャーのことです。
 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、「現金」、「その他資産」、「固定資産」、「繰延税金資産」等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央集算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	289	291	1	△0	—	1	—	0	291	288	—	—
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	164	147	16	6	24	28	—	0	147	125	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	11	15	4	△13	—	—	—	—	15	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	89	119	35	69	4	19	0	1	119	168	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	300	394	181	135	87	44	—	0	394	484	20	384
物品賃貸業	84	84	—	△0	—	—	—	—	84	83	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	262	—	—	—	262	—	—	—	—	—	78	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,855	1,992	362	50	208	—	16	—	1,992	2,042	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	49	44	3	4	7	16	0	0	44	32	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国、地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	269	258	△1	66	9	6	0	8	258	309	—	—
合計	3,378	3,347	603	319	606	117	27	12	3,347	3,537	99	384

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	876	652	—	876	652
	令和3年度	652	515	—	652	515
個別貸倒引当金	令和2年度	3,378	3,347	606	2,771	3,347
	令和3年度	3,347	3,537	117	3,230	3,537
合計	令和2年度	4,255	4,000	606	2,771	4,000
	令和3年度	4,000	4,052	117	3,882	4,052

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	4,196	2,260	4,196	2,044
10%	—	—	—	—
20%	200	40,394	501	44,362
35%	—	1,067	—	698
50%	4,672	3,917	4,312	3,559
75%	—	4,570	—	4,833
100%	775	112,864	200	109,262
150%	—	1,382	—	652
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	9,844	166,457	9,210	165,414

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,256	1,196	576	73	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会などの保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項…該当ありません

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	時価	価	貸借対照表計上額	時価	価
上場株式等	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	1,278	—	—	1,278	—	—
合計	1,278	—	—	1,278	—	—

- (注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場等で売買される株式等のことです。
 2. 全信組連出資金、その他の資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は、非上場株式等に含めております。
 3. 商工中金株式、信組情報サービス株式は、非上場株式等に含めております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

…該当ありません

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

…該当ありません

(4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	△78	△205

- (注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益のことです。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

…該当ありません

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当ありません

9. 金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,082	478	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	14	314
3	ス テ ィ ー プ 化	1,223	853		
4	フ ラ ッ ト 化	—	—		
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下	303	419		
7	最 大 値	1,223	853	14	314
		ホ		ハ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,091		10,279	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。
 3. 開示公示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
 ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
 ・流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。
 ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。
 ・IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
 ・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 ・内部モデルは使用していません。
 ・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
 4. ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセント値を用いて算出しております。

主要な事業の内容

◆預金のご案内◆

各商品の詳細については、営業窓口「商品概要説明書」を用意しております。窓口・渉外担当者にお気軽にご相談下さい。

商品の種類		対 象 先	商 品 内 容	お預入期間	お預入金額																																																											
総合口座	普通預金	個人のみ (ただし、未成年の方は定期預金のセットはできません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・1冊の通帳で、便利な普通預金と定期預金をセットしました。 ・お預け入れ頂いた定期預金の合計額の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。 ・商品内容は、普通預金・定期預金の商品内容をご確認願います。 	出し入れ自由	1円以上																																																											
	定期預金					普通預金		法人・個人 (ただし、個人は総合口座通帳となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の出し入れをはじめ、給与振込・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払などにご利用いただけます。 	決済用普通預金 (無利息型普通預金)		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・無利息の普通預金です。 ・預金保険法により残高は全額保護されます。 ・定期預金をセットすることで総合口座として利用できます。(個人のみ) 	貯蓄預金		個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・基準残高ごとに普通預金よりも有利な金利がつきます。 ・普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。 	納税準備預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・納税準備のための預金です。 ・お利息は無税ですからお得です。 	ご入金自由 お引き出しは納税時のみ	1円以上	当座預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・商取引の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。 	出し入れ自由	1円以上	通知預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金の短期運用に大変便利です。 ・お引き出しの際は、2営業日前までにご連絡下さい。 	7日以上	5,000円以上	定期預金	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金を運用いただける預金です。金利は金融情勢や市場金利などに応じて決定します。 	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	自由金利型定期預金(M型) (単利型) (スーパー定期預金(単利型))	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。 	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満	自由金利型定期預金(M型) (複利型) (スーパー定期預金(複利型))	個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。 	3年以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満	変動金利型定期預金	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入日から6ヶ月ごとに、金利を見直しする預金です。 ・単利型、複利型(個人限定)があり必要に応じて選択できます。 	3年	1,000円以上	期日指定定期預金	個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入は最長3年で、1年を経過した後は、告知頂ければお引き出し自由です。 	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満	定期積金		法人・個人
普通預金		法人・個人 (ただし、個人は総合口座通帳となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の出し入れをはじめ、給与振込・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払などにご利用いただけます。 																																																													
決済用普通預金 (無利息型普通預金)		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・無利息の普通預金です。 ・預金保険法により残高は全額保護されます。 ・定期預金をセットすることで総合口座として利用できます。(個人のみ) 																																																													
貯蓄預金		個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・基準残高ごとに普通預金よりも有利な金利がつきます。 ・普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。 																																																													
納税準備預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・納税準備のための預金です。 ・お利息は無税ですからお得です。 			ご入金自由 お引き出しは納税時のみ	1円以上																																																									
当座預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・商取引の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。 	出し入れ自由	1円以上																																																											
通知預金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金の短期運用に大変便利です。 ・お引き出しの際は、2営業日前までにご連絡下さい。 	7日以上	5,000円以上																																																											
定期預金	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金を運用いただける預金です。金利は金融情勢や市場金利などに応じて決定します。 	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上																																																											
	自由金利型定期預金(M型) (単利型) (スーパー定期預金(単利型))	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。 	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満																																																											
	自由金利型定期預金(M型) (複利型) (スーパー定期預金(複利型))	個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。 	3年以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満																																																											
	変動金利型定期預金	法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入日から6ヶ月ごとに、金利を見直しする預金です。 ・単利型、複利型(個人限定)があり必要に応じて選択できます。 	3年	1,000円以上																																																											
	期日指定定期預金	個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入は最長3年で、1年を経過した後は、告知頂ければお引き出し自由です。 	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満																																																											
定期積金		法人・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の実現や、いざという時の備えに最適なプランです。安全確実に財産の基礎をつくるのが出来ます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額式は、6ヶ月以上7年以内 ・目録式は、1年以上5年以内 	1回あたり 1,000円以上 1,000万円未満																																																											

◆融資のご案内◆

個人向けローン	内 容 と 特 色	ご 融 資 金 額	ご 融 資 期 間
カ ー ド ロ ー ン (ス テ ッ プ)	ご契約金額の範囲内であれば、何度でもご利用いただける便利なカードローンです。	10万円以上200万円以内 ただし、主婦・パート・アルバイトは30万円以下	契約期間3年の自動更新 ただし、65歳超は更新されません
フ リ ー ロ ー ン (ハ ッ ピ ー ・ ク ロ ー バ ー)	お使い道はご自由です。 (ただし、事業資金は除きます)	10万円以上500万円以内 ただし、主婦・アルバイトは30万円以下	7年以内 (ただし、融資金額301万円以上は10年以内)
奨 学 ロ ー ン (プ レ ミ ア ム)	受験費用・入学費用など学用資金にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	15年以内
カ ー ラ イ フ ロ ー ン	マイカー・オートバイの購入資金、修理費用・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	10年以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅のリフォーム関連資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	10年以内
お ま と め フ リ ー ロ ー ン (カ ー ド ロ ー ン)	お使い道はご自由です。	10万円以上200万円以内 (10万円単位)	原則1年の自動更新 ただし、満71歳超は更新されません
お ま と め フ リ ー ロ ー ン (証 書 貸 付)	お使い道はご自由です。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	10年以内、又は返済回数120回以内
住 宅 ロ ー ン ・ ベ ス ト 1 0 0	団体信用生命に加入できる方で、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	5,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内
住 宅 ロ ー ン ・ ベ ス ト 8 5	団体信用生命に加入できない方でも、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	新築・リフォーム3,000万円以内 借換えは2,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内

事業向けローン	内 容 と 特 色
しんくみパートナーズ	個人事業者専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
しんくみビジネスローン	法人専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
フ ザ ー ス ト 3 0 0	法人代表者・個人事業者専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
太 陽 光 事 業 A B L 融 資	太陽光設備に関するローンです。低圧～高圧発電事業迄ご利用いただけます。
一 般 融 資	運転資金、設備資金など、用途ごとにご利用いただけます。
代 理 貸 付 融 資	全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の中からご利用いただけます。

◆その他のサービス◆

サービスの種類	内 容 と 特 色
個 人 向 け イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ	ご自宅のパソコンや携帯電話を利用して、ご契約口座の照会、振込と予約ができる個人向けサービスがご利用になれます。
法 人 向 け イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込、データ伝送と予約ができる法人向けサービスがご利用になれます。
為 替 サ ー ビ ス	全国の信用組合・信用金庫・銀行等へスピーディに振込や代金取立を致します。
キャッシュカードサービス	当組合のキャッシュカードで全国の金融機関及びゆうちょ銀行、セブン銀行等のCD・ATMがご利用になれます。(法人キャッシュカードは除きます。)
加盟店サービスの取り扱	JCB、三菱UFJニコスの加盟店の募集をしております。
年金・原爆手当の自動受取	それぞれの指定日にご指定の口座に自動的に振り込みされますので、お受け取りが確実でとても便利です。
自動支払サービス	公共料金・税金・クレジット代金等(HIT-LINEを含む)を、自動的にご指定の口座からお支払い致します。
夜間金庫	夜間の売上金を安全にお預かりします。(一部店舗ではお取扱いしておりません。)
外国為替(取次ぎ)	全国信用協同組合連合会を通じて、海外への送金・受取を行っております。
でんさいネット	手形等に代わる新しい資金決済サービスです。このサービスには、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引(電債割引)も可能です。

組合員特別サービス

❁ 組合員には次の方が加入できます。(1口千円以上)

広島商銀の営業エリア(広島県・山口県・島根県・鳥取県・四国四県)に居住あるいは勤労に従事する個人の方、または営業エリア内で事業を営む中小企業者の方、及び事業所の役員の方。

❁ 特典1.定期預金利率がお得です。

「メンバーズ定期預金」(表示している金利の取扱期間は、令和5年3月31日まで)出資金1万円以上お持ちの個人の方を対象にし、1年もの年利を**0.30%**と致します。

また、同一世帯のご家族の方には1年もの年利を**0.20%**と致します。なお、お預け入れ額は、お一人様**10万円以上1,000万円迄**とします。

❁ 特典2.出資金には毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。

令和3年度事業に係る配当金は年**1.50%**でした。
※配当金は業績に応じてお支払いするもので、配当を保証するものではありません。

❁ 特典3.手数料がお得です。(令和4年6月末現在)

組合員の方は、手数料が優遇されています。

種 類			組合員	通常
振込金額3万円以上の振込手数料	電信扱い	店内振込	110円	330円
		本支店宛振込	220円	440円
		他行宛振込	495円	660円
	文書扱い	他行宛振込	440円	660円
	ATM利用	他行宛振込	385円	550円
証明書の発行手数料(残高・支払利息)			440円	550円

※振込手数料については、個人組合員のみ適用となります。



商品のご案内

年金受給者特別サービス

『年金定期預金』(表示している金利の取扱期間は、令和5年3月31日まで)

❁ 特典1.定期預金の金利を優遇します。

当組合で、公的年金の受給口座をお持ちの方は、店頭表示金利より有利な金利でのお預け入れができます。

ただし、対象となる年金は公的年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金等)です。

❁ 特典2.ATM手数料がかかりません。(令和4年6月末現在)

全国の提携ATMをご利用され発生した手数料(振込手数料を除く)を負担された場合、1ヶ月4回を限度にお客様の口座へ返戻致します。

❁ 特典3.お誕生日にプレゼントを差し上げます。

健康長寿の願いを込めて、毎年、お誕生日にすてきなプレゼントを差し上げます。

〈年金定期預金・大輪定期預金パンフレット〉



融資のご案内

創業支援ローン

創業・第二創業開始に伴う運転資金・設備資金に

○ご利用いただける方

- 当組合の営業地域内で新たに事業を開始予定、または、事業開始後1年以内の法人および個人事業主の方
- 当組合の組合員である方、または組合員となる資格を有する方
- その他、当組合所定の資格・要件を満たされる方

○ご融資金額

- 運転資金 500万円以内
- 設備資金 1,000万円以内
(運転・設備の合計1,000万円以内)

○ご融資期間

- 運転資金 5年以内(据置期間 6カ月以内含む)
- 設備資金 10年以内(据置期間 6カ月以内含む)

○ご融資利率・ご返済方法など

その他の融資条件の詳細な内容につきましては、お近くの店舗へお問い合わせください。



(創業支援ローン パンフレット)

インターネットバンキングのご案内

個人のお客様

振込・振替サービス
振込・振替、その予約がご利用いただけます。

すべてのお客様

残高照会サービス
ご利用口座の残高がご確認いただけます。

入出金明細照会サービス
ご利用口座の入出金明細がご確認いただけます。

法人または個人事業者のお客様

振込サービス
振込・振替、その予約、取消、振込照会がご利用いただけます。

データ伝送サービス
総合振込、給与・賞与振込がご利用いただけます。
※給与・賞与振込は、ご指定日の3営業日前までにデータ伝送が必要となります。

振込入金明細照会サービス
振込入金明細がご確認いただけます。

※ご利用の際は、事前にご登録(お申込)が必要です。

ご利用いただける方

- ① 当組合の「普通預金(総合口座)」「当座預金」をお持ちの方
 - ② インターネットに接続でき、電子メールアドレスをお持ちの方
 - ③ 当組合の組合員の方*お申込時にご加入いただけます。
- 以上の条件をすべて満たす方

お申込・詳しいご案内は **当組合ホームページをご覧ください。**

<https://www.shogin.com>

手数料一覧表(消費税込)

(令和4年6月末現在)

■国内為替手数料				同一店内宛	本支店宛	他行宛
振込手数料	窓 口	電 信 扱	3万円以上	330円	440円	660円
			3万円未満	110円	220円	495円
			個人組合員			
	A T M		3万円以上	無料		550円
			3万円未満			385円
			組合員			
	インターネットバンキング	個 人	3万円以上	無料		220円
			3万円未満			165円
			法人・事業者(振込・総合振込)			440円
			3万円未満			275円
		法人・事業者(給与振込・賞与振込)			無料	

(*) 広島商銀・広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合の4組合です。

■ATM手数料(広島商銀のカードご利用)		広島商銀ATM	地域提携(*)	セブン銀行ATM	しんくみお得ねっとATM	その他提携先ATM
通常	お預け入れ		無料		110円	110円
	お引き出し				無料	
規定時間外および休日	お預け入れ	-	無料	110円(※)	220円	220円
	お引き出し				110円(※)	

(※) 土曜日の9時~14時まで無料です。

■送金・代金取立等手数料(1件あたり)			同一店内宛	本支店宛	他行宛
送 金	普通扱(送金小切手)		440円		660円
代 金 取 立	普 通 扱		無料	220円	660円
	至 急 扱				880円
		同一交換所地域内		-	220円

■その他の取立関係手数料(1件あたり)	金額
振込・送金・代金取立の組戻し	1,100円
不渡手形・小切手返却料	
取立手形・小切手店頭呈示料	

■インターネットバンキング月額利用手数料		金額
個人		無料
法人・事業者	データ伝送なし	1,100円
	データ伝送あり	2,530円

■発行手数料	単位	金額
残高証明書・支払利息証明書	1通	550円
		(組合員) 440円
取 引 履 歴	1か月あたり	220円
		(組合員) 110円
		1年以上 1,100円+11円×枚数
融 資 証 明 書	1億円以上	11,000円
	1億円未満	5,500円
債 務 保 証 書	1通	1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
当座小切手帳	1冊	880円
約束手形帳	1冊	1,100円
■再発行手数料		金額
通帳・証書・証券・カード	1冊(枚)	1,100円

■でんさい関連手数料		金額
でんさい月間利用者手数料	無料	
でんさい承諾・否認登録手数料		
でんさい記録手数料(発生、譲渡、変更等)		660円

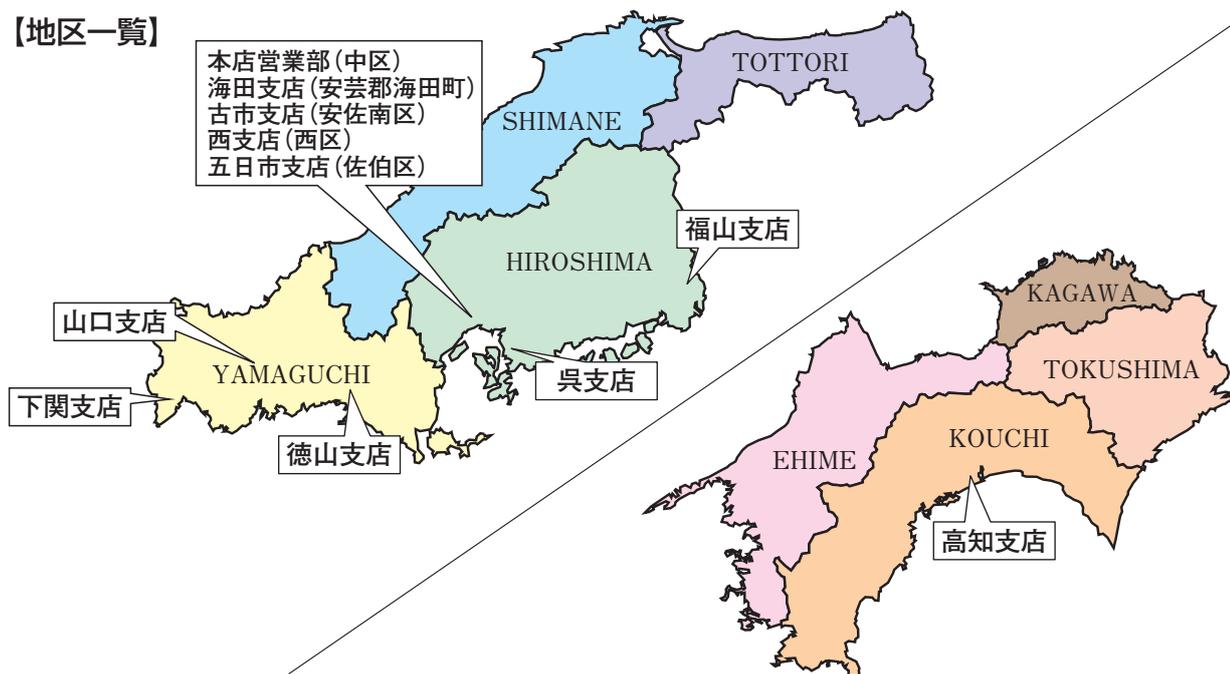
■その他手数料		金額
自動振替サービス	3万円以上	330円
	3万円未満	110円
	組合員	
夜間金庫	1か月	3,300円
個人情報開示	基本的項目	1,100円
	その他項目	1,650円

■両替事務手数料				
1~100枚	101~300枚	301~500枚	501~1000枚	1001枚~
無料	110円	220円	330円	1000枚毎に330円加算+端数は左記金額を加算する

■融資関連手数料			
不動産担保事務	新規設定1件につき	設定額1億円以上	66,000円
		設定額1千万円以上1億円未満	44,000円
		設定額1千万円未満	22,000円
		非事業性	22,000円
	変更1件(回)につき	追加担保設定(住宅ローンを除く)	22,000円
		極度額変更	11,000円
		担保物件の一部解除	11,000円
		担保物件の順位変動	11,000円
融資条件変更	約定日・融資期間・弁済方法等	事業資金	5,500円
		非事業資金	3,300円
期限前償還	事業資金	お借入後3年以内	繰上返済元金額×1.0%+消費税
		お借入後3年超5年以内	繰上返済元金額×0.8%+消費税
		お借入後5年超10年以内	繰上返済元金額×0.5%+消費税
	非事業資金	全部繰上返済(7年以内)	3,300円
一部繰上返済(1回につき)		3,300円	
収益物件関連融資	5千万円超	ご融資金額×0.5%+消費税(但し、330万円を上限とする)	
	5千万円以内	ご融資金額×0.8%+消費税(但し、55千円を下限とする)	

地区一覧／店舗一覧／ATM設置状況等

【地区一覧】



【店舗一覧(店舗名称・所在地等)、ATM設置状況】

(令和4年6月末現在)

店舗名	開設日	郵便番号	所在地	電話番号	ATM台数
本店営業部	昭和36年11月1日	730-0024	広島市中区西平塚町4番12号	(082) 244-3151	1
福山支店	昭和38年6月21日	720-0812	福山市霞町1丁目2番5号	(084) 922-0600	1
呉支店	昭和39年9月5日	737-0045	呉市本通4丁目6番13号	(0823) 21-2255	1
海田支店	昭和43年5月11日	736-0046	安芸郡海田町窪町5番1号	(082) 823-4301	1
古市支店	昭和47年5月10日	731-0123	広島市安佐南区古市3丁目5番10号	(082) 877-5111	1
西支店	昭和41年1月29日	733-0023	広島市西区都町24番15号	(082) 292-1315	1
五日市支店	平成8年6月24日	731-5128	広島市佐伯区五日市中央3丁目6番64号	(082) 923-4545	1
下関支店	平成11年2月22日	751-0873	下関市秋根西町1丁目7番10号	(083) 263-1200	1
徳山支店	平成11年2月22日	745-0004	周南市毛利町3丁目15番1	(0834) 22-3336	1
山口支店	平成11年2月22日	753-0821	山口市葵1丁目4番77号	(083) 932-1550	1
高知支店	平成13年11月12日	780-0056	高知市北本町3丁目10番48号	(088) 884-1111	1

(注)店舗外のATM(現金自動預払機)は設置していません。

【ATM利用時間帯のご案内】

	平日	土・日・祝日
当組合	9:00~17:00	ご利用できません
銀行・信用金庫・信用組合等の提携先	8:00~21:00	
セブン銀行・ゆうちょ銀行		
ビューアルッテ、コンビニ等の提携先ATM		

(注)ご利用の時間帯によっては手数料が必要な場合があります。

【キャッシュカード】 紛失・盗難連絡先

最寄りの営業店又はしんくみ
ATMセンター「0120-289-
280」へご連絡下さい。



信用組合 広島商銀